

【1991年1月29日】老人保健制度の改正について（答申）

老人保健審議会

平成3年1月29日

厚生大臣 下条 進一郎 殿

老人保健審議会
会長 小山 路男

答申書

平成3年1月23日厚生省発老第2号をもって諮問のあった件について別紙のとおり答申する。

本審議会は、老人保健制度の見直しについて、昭和63年10月から審議を行い、平成元年12月18日に「老人保健制度の見直しに関する中間意見」を、また、昨年12月21日には「老人保健制度の見直しに関する意見」を具申したところである。

今回の改正案は、これら意見具申の考え方におおむね沿ったものであり、了承する。

なお、今回の改正の趣旨である介護に着目した公費負担について更に拡大の余地があるとの意見があったほか、一部負担の改定についてその改定の頻度、用いる指標、水準に関し老人の生活実態等に配慮すべきである、老人訪問看護制度の実施に伴って看護婦等の確保に配慮すべきであるとの意見があった。